

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和4年2月28日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
総務大臣 金子 恭之 殿
法務大臣 古川 禎久 殿
財務大臣 鈴木 俊一 殿
経済産業大臣 萩生田 光一 殿

東京都港区虎ノ門 4-1-28
株式会社ワンビシアーカイブズ
代表取締役社長 林田 直也



産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社が2019年3月にリリースした電子契約サービス「WAN-Sign」（ワンサイン）は、多くの金融機関や東証一部上場企業から採用されている（※1）。

※1：ご契約者数約1,400社（令和3年12月末）の内訳

- ・金融機関：110社以上
- ・東証一部上場企業：250社以上
- ・社員数1万人超企業：90社以上

当社はいわゆる当事者署名型、事業者署名型の双方の電子契約サービスを提供している。この度、国および地方公共団体に対して脱ハンコ・押印電子化の提案を推進する上で、課題を解決できる新機能をWAN-Signに追加改修し、新規事業として国および地方公共団体の契約行為に対しても提供することを検討している。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

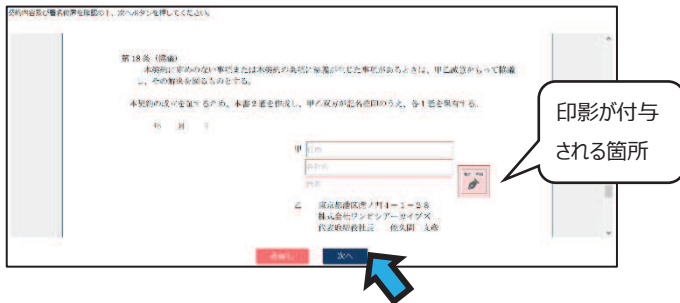
「新たな役務の開発又は提供」に該当

WAN-Signに新機能「封筒機能」を付与し、以下の現状の課題を解決するものとする。

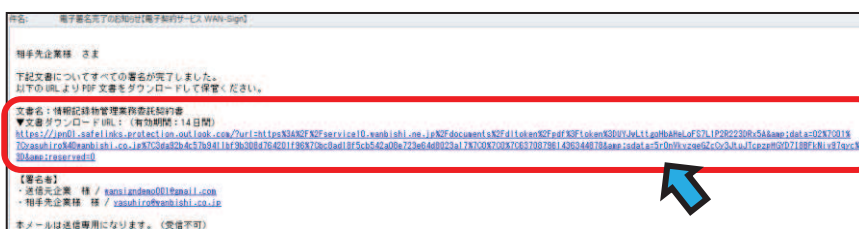
【現状の課題】

- ①署名依頼送信にあたっては、PDFファイル1件のみが送信可能な仕様となっており、契約書の付随書類にも署名を求める場面や同一宛先に複数の署名依頼をしたい場面において、同時に署名依頼ができない。
- ②署名依頼が個別に送信されるため、署名者も複数の署名依頼メールを受領して都度

②署名依頼メールを受信



③署名完了・署名完了メールを受信



(2) WAN-Sign : 実印版 (当事者署名型) のフロー

- ①利用者は、WAN-Sign のアカウントを取得した後、画面上より電子証明書 of the application. The application is approved by GMO GlobalSign (a certification authority that has passed the audit by Web Trust). After confirming the user's identity, the user's electronic certificate is issued. In the electronic certificate, the user's address and name can be verified. In addition, the secret key of the electronic certificate is managed by the Hardware Security Module (HSM) of GMO GlobalSign. The HSM is managed strictly so that it cannot be accessed by anyone other than the user.
- ②送信者が WAN-Sign に文書ファイル (PDF 形式) をアップロードし、受信者の情報 (法人名、氏名、メールアドレス等) を入力の上、署名方式を実印版 (当事者署名型) として選択し、印影やサイン、テキストエリア等の位置を指定して、送信を行う。送信者も署名する場合には、自らの秘密鍵により当該文書ファイルを暗号化する。
- ③受信者のメールアドレス宛に、システム上で書類を確認・署名するための署名画面への専用 URL を記載した署名依頼メールが配信される。受信者は当該 URL をクリックし、WAN-Sign の文書内容確認画面より文書の内容を確認し、PIN コードを入力し、アップロードされた契約書等の電子ファイルについて、自らの秘密鍵により暗号化する。
- ④すべての受信者による暗号化を完了すると、認定タイムスタンプが付与され、送信者・受信者それぞれに署名完了メールが配信され、自己のアカウント内で暗号化済みの電子契約ファイルを確認、ダウンロードが可能となる。

(3) WAN-Sign : 認印版 (事業者署名型) のフロー

- ①送信者が WAN-Sign に文書ファイル (PDF 形式) をアップロードし、受信者の情報 (法人名、氏名、メールアドレス等) を入力の上、署名方式を認印版 (事業者署名型) として選択し、印影やサイン、テキストエリア等の位置を指定して、送信を行う。

送信者も署名する場合には、署名者である送信者のみの意思にもとづき、当社の意思を介在することなく、サービス提供事業者である当社の秘密鍵により当該文書ファイルを暗号化する。

②受信者のメールアドレス宛に、システム上で書類を確認・署名するための署名画面への専用 URL を記載した署名依頼メールが配信される。受信者は当該 URL をクリックし、WAN-Sign の文書内容確認画面より、文書の内容を確認し、「署名」のボタンをクリックする。これを受け、アップロードされた契約書等の電子ファイルについて、署名者である受信者のみの意思にもとづき、当社の意思を介在することなく、サービス提供事業者である当社の秘密鍵により暗号化する。

③すべての受信者による暗号化を完了すると、認定タイムスタンプが付与され、送信者・受信者それぞれに署名完了メールが配信され、暗号化済みの電子契約ファイルを確認、ダウンロードが可能となる。

(4) 新事業活動を実施する場所

東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズ オフィス
株式会社ワンビシアーカイブズ 本社および各事業所

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

令和4年3月末の実装を見込む

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形その他人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

2 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置をとらなければならない。

契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）

第二十八条 次の各号に掲げる書類等の作成については、次項に規定する方法による法第四十九条の二第一項に規定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により作成することができる。

- 一 契約書
- 二 請書その他これに準ずる書面
- 三 検査調書
- 四 第二十三条第一項に規定する書面

五 見積書

- 2 前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。
- 3 第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第234条（略）

2～4（略）

- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6（略）

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

第12条の4の2 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

第2条（略）

- 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

1) 具体的な確認事項

- (1) 当社の提供する電子契約サービス「WAN-Sign」を用いた電子署名が、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第28条第3項に基づき、国の契約書にも利用が可能であること、また、地方自治法施行規則第12条の4の2に定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項第1号に基づき地方公共団体の契約書にも利用が可能であることを確認したい。
- (2) 当社の提供する電子契約サービス「WAN-Sign」を用いて、契約書等の電子データをクラウドサーバーにアップロードし、それぞれの利用者がログインして双方の契約締結業務を実施する仕組みが、契約事務取扱規則第28条第2項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書、請書その他これに準ずる書面、検査調書、見積書等の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であることを確認したい。

2) 当社の考え方

【6. 1) (1) について】

電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項は、①電磁的記録に記録することができる情報に対する措置であること、②措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであり、③改変が検知できるものを「電子署名」と定義する。

WAN-Signにおける電子署名(当事者署名型・リモート型署名、事業者署名型)は、下記の通り、同条項の「電子署名」に該当するものとする。

(1) WAN-Sign : 実印版(当事者署名型・リモート型署名)について

①「電磁的記録に記録することができる情報に対する措置であること」の要件

WAN-Sign 実印版は、契約内容が記録された電磁的記録(PDFファイル)に対して署名者自らの秘密鍵で暗号化を行い、タイムスタンプを付与するものであり、「電磁的記録に記録することができる情報に対する措置であること」との要件を満たすものとする。

②「措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」の要件

利用者は、WAN-Signの画面よりWeb Trustの監査を受け、合格した認証局であるGMOグローバルサイン株式会社に電子証明書の発行申請を事前に行い、これを受けたGMOグローバルサイン株式会社はその認証業務運用規程に基づき本人確認を行ったうえ、電子証明書を発行する。

当該電子証明書の秘密鍵は、GMOグローバルサイン株式会社の管理するHardware Security Moduleにおいて、本人以外の者の指示によっては利用できないよう厳格に管理される。

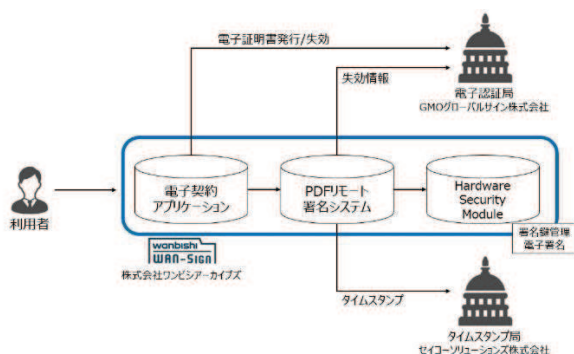
また、利用者のブラウザ～WAN-Signアプリケーションサーバー～WAN-SignのPDFリモート署名システム～Hardware Security Moduleの間は、TLS通信で暗号化されていることから、経路途中での署名指示の改ざんやなりすましはできず、利用者の指図にもとづき、当社や第三者の意思が介在する余地なく、機械的に署名処理を

実行されるものとなっている。

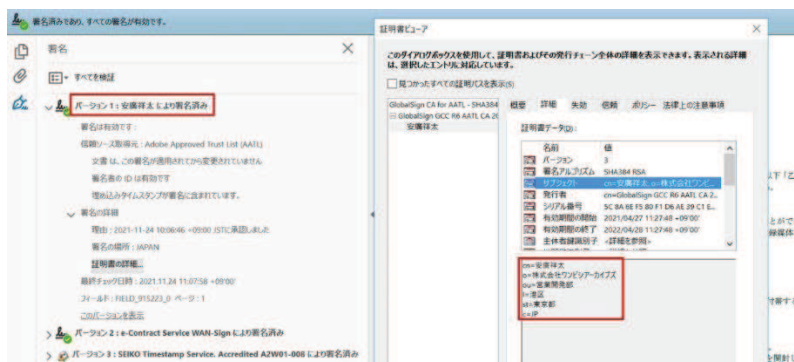
さらに、システムの運用においては、内部の悪意の従業員により利用者の意図しない署名処理が行われないよう、内部機器へのアクセス権限管理とログ監視を実施している。利用者は、自らの ID・PW で WAN-Sign にログインしたのち、システム上にアップロードされた電子文書を確認の上、PIN を入力し、本人の秘密鍵を活性化し、当該秘密鍵で暗号化することで、署名者の情報（住所、組織、氏名など）が PDF に付加される仕組みとなっている。

なお、内部機器へのアクセス制限管理については、特権 ID の棚卸しおよび従業員の異動時と退職時に ID の見直しを行っている。

内部機器のログ監視については、操作内容を自動的にキャプチャ保管するソフトウェアを導入し、悪意のある作業の実施を抑止している。



電子契約ファイル（PDF 形式）に付与された作成者のデータは、Adobe Acrobat 等の PDF リーダーの「署名パネル」で確認することができるため（住所、組織名、氏名など）、「②措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」との要件を満たすものとする。



③ 「変更が検知できるもの」の要件

電子署名においては、電磁的記録ごとの「ハッシュ値」を利用者の秘密鍵で暗号化し、電子署名をつけたものを公開鍵で復号し、2つの電磁的記録を比較することで改ざんの有無を検知することができるものとなっている。また、電子署名法施行規則第2条では、特定認証業務としての認定を得るために必要な技術的安全基準を満たす一定の暗号強度を備えた電子署名が示されている。

なお PDF ファイルには、事前に PDF ファイルをハッシュ関数で求めたハッシュ値を秘密鍵で処理した暗号文を付与しており、この暗号文を公開鍵で復号したハッシュ情報は、本来、PDF ファイルを再度ハッシュ関数でハッシュ値にしたものと合致する仕組みとなっている。万が一、PDF ファイルが変更されていると、ハッシュ値が合致しないため、改ざんが検知できることになる。

この点について WAN-Sign 実印版では、電子署名にハッシュ関数 SHA384、鍵長 2048 ビット以上の RSA 暗号を用いており、これは同条が定める「一 ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解」の有する困難性に基づく安全性を持つものであるため、「③改変が検知できるもの」の要件も満たすと考える。



また署名処理済みの PDF に改変を加えた場合、Adobe Acrobat の PDF リーダーでも変更がある旨が表示され、改変の有無も検知することができるようになっている。



(1) WAN-Sign : 認印版 (事業者型署名型) について

① 「電磁的記録に記録することができる情報に対する措置ができること」の要件

WAN-Sign 認印版は、契約内容が記録された電磁的記録 (PDF ファイル) に対してサービス提供事業者である当社の秘密鍵で暗号化を行うと同時に、後述のように作成者の氏名・メールアドレスが記録され、さらにタイムスタンプを付与するものであり、「電磁的記録に記録することができる情報に対する措置ができること」との要件を満たすものとする。

②「措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」の要件

事業者署名型による措置については、総務省・法務省・経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」(令和 2 年 7 月 17 日)において、一定の場合には、電子署名法第 2 条第 1 項の電子署名にあたることが示されている。

<以下 Q&A 引用>

- ・電子署名法第 2 条第 1 項第 1 号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的には A が当該措置を行った場合であっても、B の意思のみに基づき、A の意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」は B であると評価することができるものと考えられる。
- ・このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。
- ・そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を 1 つの措置と捉え直すことよって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として 1 つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者 (=当該利用者) の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件(電子署名法第 2 条第 1 項第 1 号)を満たすことになるものと考えられる。

<Q&A 引用は以上>

当該 Q&A によれば、事業者署名型のサービスにおいて、「電磁的記録に作成者を表示する記録をするもの」というためには、次の 2 つの要件を満たす必要がある。

- ア) 技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されている
- イ) 利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を 1 つの措置と捉え直すことよって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合

WAN-Sign 認印版(事業者署名型)においては、実印版(当事者署名型)と異なり、サービス提供事業者である当社の秘密鍵により暗号化を行うものであるが、下記の通り、ア) イ) の要件を満たすものとなっている。

◇ア) の要件について

送信者が WAN-Sign に文書ファイル(PDF 形式)をアップロードし、受信者の情報(法人名、氏名、メールアドレス等)を入力の上、署名方式を認印版として選択し、印影やサイン、テキストエリア等の位置を指定して、送信を行う。送信者も署

名する場合には、送信者も WAN-Sign の文書確認画面より、文書の内容を確認し、「署名」のボタンをクリックする。これを受け、電子契約サービス事業者である当社が、署名者である送信者のみの意思にもとづき、当社の意思を介在することなく、サービス提供事業者である当社の秘密鍵により当該文書ファイルを暗号化する。受信者に送付される、WAN-Sign 認印版の電子署名を行うための画面の専用 URL は、英大文字小文字数字（62種類の文字）が32文字続くランダム文字列が用いられるが、このような文字列は約 2.27×10^{57} 通り（これは1兆×1兆×1兆×1兆よりも大きい）あるため、偶然に専用 URL を作成することは事実上不可能である。

受信者は当該 URL をクリックし、WAN-Sign の文書確認画面より、文書の内容を確認し、「署名」のボタンをクリックする。これを受け、電子契約サービス事業者である当社が、アップロードされた契約書等の電子ファイルについて、署名者である受信者のみの意思にもとづき、当社の意思を介在することなく、サービス提供事業者である当社の秘密鍵により暗号化する。

また、利用者のブラウザ～WAN-Sign のアプリケーションサーバー～WAN-Sign の PDF リモート署名システム～Hardware Security Module の間は、TLS 通信で暗号化されていることから、経路途中で署名指示の改ざんやなりすましはできず、利用者の指図にもとづき、当社や第三者の意思が介在する余地なく、機械的にサービス提供事業者である当社の秘密鍵により暗号化処理を実行されるものとなっている。

さらに、当社開発者が、サービス利用者の意図とは異なる電子署名等、悪意を持った本番の改変が行わないように、以下のように担当を分離し、組織的にサーバーへのアクセス制御を実施している。



◇イ) の要件について

WAN-Sign 認印版で電子契約ファイル（PDF 形式）に付与された作成者である利用者のデータは、Adobe Acrobat 等の PDF リーダーの「署名パネル」で確認することができ、サービス提供事業者である当社の電子証明書の情報内に、作成者である利用者の氏名・メールアドレス・署名時刻が記録される仕組みとなっている。以上から、WAN-Sign 認印版（事業者署名型）については、総務省・法務省・経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」（令和2年7月17日）が示す要件を満たしていることから、「②措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」と考える。

③「改変が検知できるもの」の要件

電子署名においては、電磁的記録ごとの「ハッシュ値」を利用者の秘密鍵で暗号化し、電子署名をつけたものを、公開鍵で復号し、2つの電磁的記録を比較することで改ざんの有無を検知することができるものとなっている。また、電子署名法施行規則第2

条では、特定認証事業としての認定を得るために必要な技術的安全基準を満たす一定の暗号強度を備えた電子署名が示されている。

なお PDF ファイルには、事前に PDF ファイルをハッシュ関数で求めたハッシュ値を秘密鍵で処理した暗号文を付与しており、この暗号文を公開鍵で復号したハッシュ情報は、本来、PDF ファイルを再度ハッシュ関数でハッシュ値にしたものと合致する仕組みとなっている。万が一、PDF ファイルが変更されていると、ハッシュ値が合致しないため、改ざんが検知できることになる。

この点について WAN-Sign 認印版では、上述の実印版と同様、電子署名にハッシュ関数 SHA384、鍵長 2048 ビット以上の RSA 暗号を用いており、これは電子署名法施行規則第 2 条が定める「一 ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解」の有する困難性に基づく安全性を持つものであり、「③変更が検知できるもの」との要件も満たすと考える。

証明書ビューア



また、署名処理済みの PDF に変更を加えた場合、Adobe Acrobat 等の PDF リーダーでも変更がある旨が表示され、変更の有無も検知することができるようになっている。



【6. 1) (2) について】

契約事務取扱規則第 28 条第 2 項は、「2 前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と

契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するもの」としている。この点について WAN-Sign では、実印版・認印版のいずれにおいても、①利用者がパソコン、タブレットなどの電子計算機から契約書や請書など同規則第 28 条第 1 項に規定された文書に関する電磁的記録（PDF ファイル）を WAN-Sign のサーバーにアップロードし、②利用者双方がインターネットを介して、当該サーバーにアクセスしたうえ、契約締結業務の処理を行うシステムとなっている。

したがって、WAN-Sign により電磁的記録をアップロードし、利用者双方が契約締結業務を行うことは、同規則第 28 条第 2 項の規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書、請書その他これに準ずる書面、検査調書、見積書等の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能なものとする。

7. その他
特になし。

以上

電子契約締結証明書

DocumentID : 0001103832

管理番号 : -

文書名 : 220127_ (クリーン版) 【ワンビシアーカイブズ】 規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

最終署名日時 : 2022/02/25 15:52

企業名 : 株式会社ワンビシアーカイブズ

送信日時 : 2022/02/25 15:33

署名日時	署名方法	署名者
2022/02/25 15:52	実印版	CN=林田直也 OU= O=株式会社ワンビシアーカイブズ L=港区 S=東京都 C=JP